

別記1

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（1）整備事業のア収益性向上対策及びイ生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。ただし、イ生産基盤強化対策に係る事業の場合は、1から6の者に限る。

| 補助対象者 | |
|-------|---|
| 1 | 市町村 |
| 2 | 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） |
| 3 | 土地改良区 |
| 4 | 農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものとする。） |
| 5 | 農業者の組織する団体（代表に者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものとする。） |
| 6 | 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体又は団体として記載されたものとする。） |
| 7 | 食品事業者（以下のアからウの場合に限る。） ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設（てん菜の貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。）、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合 |
| 9 | 中間事業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、農林水産省生産局長が別に定めるものに限る。ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限る。） |
| 10 | 流通業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、農林水産省生産局長が別に定めるものに限る。ただし、青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。） |
| 11 | 産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、知事が北海道農政事務所長と協議して認める団体 |
| 12 | コンソーシアム（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、農林水産省生産局長等が別に定める場合に限る。） |

別記2

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（1）整備事業のア収益性向上対策に係る事業の補助率は、1から6に該当する場合はそれぞれに掲げる補助率等とする。

- 1 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合は10分の4以内
- 2 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合は10分の4以内
- 3 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 4 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 5 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合は3分の1以内

6 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合は3分の1以内

別記3

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のア収益性向上対策のうち生産支援事業に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

| 補助対象者 | |
|-------|--|
| 1 | 市町村 |
| 2 | 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) |
| 3 | 土地改良区 |
| 4 | 農業者(産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体として記載されたものとする。) |
| 5 | 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。) |
| 6 | 民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。) |

別記4

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のウ生産基盤強化対策の(イ)果樹園・茶園等の再整備・改修の取組のうち、継承者へ継承すること又は継承者が継承後本格的な営農を開始することを前提として果樹等の改植等を行う場合に係る事業の補助率等は、次の表のとおりとする。

| 補助対象経費(注1) | 補助対象とする 植栽密度 (10a 当たり本数) | 補助対象とする 植栽密度の下限 (10a 当たり本数) | 補助率 (定額補助は10 a 当たり単価) |
|--|---|-----------------------------------|-----------------------------|
| 1 次の(1)~(4)に係る改植を行うために必要な伐採・伐根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等 | | | |
| (1)省力樹形への改植 | 本事業において適用する補助対象とする栽植密度及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。 | | |
| 上記以外の場合(注2) | — | — | 1/2以内 |
| (2)主要果樹(注3)への改植((1)の場合を除く。) | 本事業において適用する補助対象とする栽植密度の下限及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。 | | |
| (3)りんごのわい化栽培、ぶどうの垣根栽培(ただし、加工用に仕向けられるものに限る)への改植((1)の場合を除く。) | 本事業において適用する補助対象とする栽植密度の下限及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。 | | |
| (4)(1)~(3)のいずれにも該当しない改植 | — | — | 1/2以内 |
| 2 改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費 | — | — | 定額(22万円) |

注1 1と2は同時に行うことを基本とし、2単独での実施は認めない。

2 省力樹形は、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであること。

(1) 10a 当たりの労働時間を、慣行の栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

(2) 10a 当たりの単収を、慣行の栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

3 主要果樹とは、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、くり、うめ、すもも及びいちじくをいう。

別記5

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のイ収益性向上対策のうち効果増進事業に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

| 補助対象者 | |
|-------|--|
| 1 | 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会 |
| 2 | 地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会 |
| 3 | 果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会 |

別記6

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のウ生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

| 補助対象者 | |
|-------|--|
| 1 | 市町村 |
| 2 | 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) |
| 3 | 土地改良区 |
| 4 | 農業者(産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体として記載されたものとする。) |
| 5 | 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。) |
| 6 | 民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。) |
| 7 | 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会 |
| 8 | 地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会 |
| 9 | 果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会 |

別記7

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

1 平成13年4月30日までに貸し付けられた資金

(1) 年2.0パーセント資金にあつては、年0.25パーセント

(2) 年1.9パーセント資金にあつては、年0.265パーセント

(3) 年1.8パーセント資金にあつては、年0.285パーセント

(4) 年1.7パーセント資金にあつては、年0.3パーセント

(5) 年1.6パーセント資金にあつては、年0.315パーセント

- (98) 年0.8パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント）にあつては、年0.135パーセント
(99) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント）にあつては、年0.21パーセント
(100) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント）にあつては、年0.2パーセント
(101) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント）にあつては、年0.185パーセント
(102) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.175パーセント
(103) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.16パーセント
(104) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント）にあつては、年0.15パーセント
(105) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント）にあつては、年0.235パーセント
(106) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.185パーセント
(107) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.175パーセント
(108) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント）にあつては、年0.16パーセント
(109) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント）にあつては、年0.235パーセント
(110) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント）にあつては、年0.21パーセント
(111) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.2パーセント
(112) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.3パーセント）にあつては、年0.16パーセント
(113) 年0.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.21パーセント
(114) 年0.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.2パーセント
(115) 年0.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.25パーセント）にあつては、年0.16パーセント
(116) 年0.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント）にあつては、年0.235パーセント
(117) 年0.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.2パーセント）にあつては、年0.16パーセント
(118) 年0.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.235パーセント
(119) 年0.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.3パーセント）にあつては、年0.235パーセント

別記 8

| 資金名 | 貸付期日 | 利子補給率 | |
|-------|--------------------------|------------|------------|
| | | 農業協同組合 | 左記以外の融資機関 |
| 平準化資金 | 平成2年9月14日から平成2年12月10日まで | 年7.75パーセント | 年7.45パーセント |
| | 平成2年12月11日から平成3年11月18日まで | 年8.1パーセント | 年7.8パーセント |
| | 平成3年11月19日から平成3年12月19日まで | 年7.75パーセント | 年7.45パーセント |
| | 平成3年12月20日から平成4年3月12日まで | 年7.5パーセント | 年7.2パーセント |
| | 平成4年3月13日から平成4年12月1日まで | 年7.2パーセント | 年6.9パーセント |
| | 平成4年12月2日から平成5年6月3日まで | 年6.7パーセント | 年6.4パーセント |
| | 平成5年6月4日から平成5年12月26日まで | 年6.4パーセント | 年6.1パーセント |
| | 平成5年12月27日から平成7年8月8日まで | 年5.8パーセント | 年5.5パーセント |
| | 平成7年8月9日から平成7年11月9日まで | 年4.85パーセント | 年4.55パーセント |
| | 平成7年11月10日から平成7年12月7日まで | 年4.7パーセント | 年4.4パーセント |
| | 平成7年12月8日から平成8年4月14日まで | 年4.5パーセント | 年4.2パーセント |
| | 平成8年4月15日から平成8年9月19日まで | 年4.75パーセント | 年4.45パーセント |
| | 平成8年9月20日から平成9年2月6日まで | 年4.6パーセント | 年4.3パーセント |
| | 平成9年2月7日から平成9年3月27日まで | 年4.35パーセント | 年4.05パーセント |
| | 平成9年3月28日から平成9年4月22日まで | 年4.2パーセント | 年3.9パーセント |

| | | |
|----------------------------|------------|------------|
| 平成9年4月23日から平成9年5月22日まで | 年4.05パーセント | 年3.75パーセント |
| 平成9年5月23日から平成9年6月30日まで | 年3.9パーセント | 年3.6パーセント |
| 平成9年7月1日から平成9年7月24日まで | 年4.35パーセント | 年4.05パーセント |
| 平成9年7月25日から平成9年8月21日まで | 年4.2パーセント | 年3.9パーセント |
| 平成9年8月22日から平成9年9月23日まで | 年4.05パーセント | 年3.75パーセント |
| 平成9年9月24日から平成9年10月26日まで | 年3.75パーセント | 年3.45パーセント |
| 平成9年10月27日から平成9年11月19日まで | 年3.6パーセント | 年3.3パーセント |
| 平成9年11月20日から平成10年2月5日まで | 年3.3パーセント | 年3パーセント |
| 平成10年2月6日から平成10年3月8日まで | 年3.15パーセント | 年2.85パーセント |
| 平成10年3月9日から平成10年3月16日まで | 年3.45パーセント | 年3.15パーセント |
| 平成10年3月17日から平成10年4月13日まで | 年3.15パーセント | 年2.85パーセント |
| 平成10年4月14日から平成10年6月15日まで | 年3パーセント | 年2.7パーセント |
| 平成10年6月16日から平成10年8月30日まで | 年2.75パーセント | 年2.45パーセント |
| 平成10年8月31日から平成10年9月17日まで | 年2.9パーセント | 年2.6パーセント |
| 平成10年9月18日から平成10年10月21日まで | 年2.6パーセント | 年2.3パーセント |
| 平成10年10月22日から平成11年1月5日まで | 年2.1パーセント | 年1.8パーセント |
| 平成11年1月6日から平成11年2月11日まで | 年2パーセント | 年1.7パーセント |
| 平成11年2月12日から平成11年2月21日まで | 年3.3パーセント | 年3パーセント |
| 平成11年2月22日から平成11年4月26日まで | 年3.15パーセント | 年2.85パーセント |
| 平成11年4月27日から平成11年5月24日まで | 年3パーセント | 年2.7パーセント |
| 平成11年5月25日から平成11年6月15日まで | 年2.6パーセント | 年2.3パーセント |
| 平成11年6月16日から平成11年8月2日まで | 年2.45パーセント | 年2.15パーセント |
| 平成11年8月3日から平成11年9月27日まで | 年3パーセント | 年2.7パーセント |
| 平成11年9月28日から平成11年10月19日まで | 年3.15パーセント | 年2.85パーセント |
| 平成11年10月20日から平成11年11月28日まで | 年2.9パーセント | 年2.6パーセント |
| 平成11年11月29日から平成12年1月6日まで | 年3.05パーセント | 年2.75パーセント |
| 平成12年1月7日から平成12年2月1日まで | 年3.15パーセント | 年2.85パーセント |
| 平成12年2月2日から平成12年2月20日まで | 年3.05パーセント | 年2.75パーセント |
| 平成12年2月21日から平成12年3月26日まで | 年2.95パーセント | 年2.65パーセント |
| 平成12年3月27日から平成12年4月20日まで | 年3.05パーセント | 年2.75パーセント |
| 平成12年4月21日から平成12年5月24日まで | 年3.15パーセント | 年2.85パーセント |
| 平成12年5月25日から平成12年6月18日まで | 年3.05パーセント | 年2.75パーセント |
| 平成12年6月19日から平成12年9月24日まで | 年2.95パーセント | 年2.65パーセント |

| | | |
|----------------------------|------------|------------|
| 平成12年9月25日から平成12年10月25日まで | 年3.05パーセント | 年2.75パーセント |
| 平成12年10月26日から平成12年12月17日まで | 年3.15パーセント | 年2.85パーセント |
| 平成12年12月18日から平成13年1月31日まで | 年3.05パーセント | 年2.75パーセント |
| 平成13年2月1日から平成13年2月25日まで | 年2.85パーセント | 年2.55パーセント |
| 平成13年2月26日から平成13年3月18日まで | 年2.75パーセント | 年2.45パーセント |
| 平成13年3月19日から平成13年4月1日まで | 年2.65パーセント | 年2.35パーセント |
| 平成13年4月2日から平成13年5月17日まで | 年2.35パーセント | 年2.05パーセント |
| 平成13年5月18日から平成13年5月31日まで | 年2.65パーセント | 年2.35パーセント |
| 平成13年6月1日から平成13年7月2日まで | 年2.55パーセント | 年2.25パーセント |
| 平成13年7月3日から平成13年8月13日まで | 年2.45パーセント | 年2.15パーセント |
| 平成13年8月14日から平成14年2月19日まで | 年2.65パーセント | 年2.35パーセント |
| 平成14年2月20日から平成14年4月1日まで | 年2.85パーセント | 年2.55パーセント |
| 平成14年4月2日から平成14年7月4日まで | 年2.75パーセント | 年2.45パーセント |
| 平成14年7月5日から平成14年10月31日まで | 年2.55パーセント | 年2.25パーセント |
| 平成14年11月1日から平成14年12月2日まで | 年2.35パーセント | 年2.05パーセント |
| 平成14年12月3日から平成15年2月19日まで | 年2.25パーセント | 年1.95パーセント |
| 平成15年2月20日から平成15年3月18日まで | 年2.15パーセント | 年1.85パーセント |
| 平成15年3月19日から平成15年4月17日まで | 年2.05パーセント | 年1.75パーセント |
| 平成15年4月18日から平成15年5月22日まで | 年1.95パーセント | 年1.65パーセント |
| 平成15年5月23日から平成15年7月17日まで | 年1.75パーセント | 年1.45パーセント |
| 平成15年7月18日から平成15年8月19日まで | 年2.25パーセント | 年1.95パーセント |
| 平成15年8月20日から平成15年9月18日まで | 年2.15パーセント | 年1.85パーセント |
| 平成15年9月19日から平成15年10月20日まで | 年2.75パーセント | 年2.45パーセント |
| 平成15年10月21日から平成15年11月20日まで | 年2.55パーセント | 年2.25パーセント |
| 平成15年11月21日から平成15年12月17日まで | 年2.75パーセント | 年2.45パーセント |
| 平成15年12月18日から平成16年1月25日まで | 年2.65パーセント | 年2.35パーセント |
| 平成16年1月26日から平成16年2月18日まで | 年2.55パーセント | 年2.25パーセント |
| 平成16年2月19日から平成16年3月17日まで | 年2.45パーセント | 年2.15パーセント |
| 平成16年3月18日から平成16年4月20日まで | 年2.65パーセント | 年2.35パーセント |
| 平成16年4月21日から平成16年7月21日まで | 年2.75パーセント | 年2.45パーセント |
| 平成16年7月22日から平成16年9月20日まで | 年3.05パーセント | 年2.75パーセント |
| 平成16年9月21日から平成16年10月20日まで | 年2.75パーセント | 年2.45パーセント |
| 平成16年10月21日から平成16年11月17日まで | 年2.85パーセント | 年2.55パーセント |

| | | |
|----------------------------|-------------|-------------|
| 平成16年11月18日から平成16年12月19日まで | 年2. 75パーセント | 年2. 45パーセント |
| 平成16年12月20日から平成17年2月20日まで | 年2. 65パーセント | 年2. 35パーセント |
| 平成17年2月21日から平成17年3月17日まで | 年2. 55パーセント | 年2. 25パーセント |
| 平成17年3月18日から平成17年4月19日まで | 年2. 75パーセント | 年2. 45パーセント |
| 平成17年4月20日から平成17年5月24日まで | 年2. 65パーセント | 年2. 35パーセント |
| 平成17年5月25日から平成17年8月17日まで | 年2. 55パーセント | 年2. 25パーセント |
| 平成17年8月18日から平成17年9月19日まで | 年2. 65パーセント | 年2. 35パーセント |
| 平成17年9月20日から平成17年10月19日まで | 年2. 55パーセント | 年2. 25パーセント |
| 平成17年10月20日から平成18年1月25日まで | 年2. 75パーセント | 年2. 45パーセント |
| 平成18年1月26日から平成18年2月19日まで | 年2. 65パーセント | 年2. 35パーセント |
| 平成18年2月20日から平成18年4月18日まで | 年2. 85パーセント | 年2. 55パーセント |
| 平成18年4月19日から平成18年5月23日まで | 年3. 05パーセント | 年2. 75パーセント |
| 平成18年5月24日から平成18年7月19日まで | 年3. 15パーセント | 年2. 85パーセント |
| 平成18年7月20日から平成18年8月17日まで | 年3. 25パーセント | 年2. 95パーセント |
| 平成18年8月18日から平成18年9月20日まで | 年3. 15パーセント | 年2. 85パーセント |
| 平成18年9月21日から平成18年12月19日まで | 年2. 95パーセント | 年2. 65パーセント |
| 平成18年12月20日から平成19年1月24日まで | 年2. 85パーセント | 年2. 55パーセント |
| 平成19年1月25日から平成19年6月19日まで | 年2. 95パーセント | 年2. 65パーセント |
| 平成19年6月20日から平成19年7月18日まで | 年3. 05パーセント | 年2. 75パーセント |
| 平成19年7月19日から平成19年8月19日まで | 年3. 15パーセント | 年2. 85パーセント |
| 平成19年8月20日から平成19年9月19日まで | 年3. 05パーセント | 年2. 75パーセント |
| 平成19年9月20日から平成19年10月17日まで | 年2. 85パーセント | 年2. 55パーセント |
| 平成19年10月18日から平成19年11月18日まで | 年2. 95パーセント | 年2. 65パーセント |
| 平成19年11月19日から平成19年12月18日まで | 年2. 85パーセント | 年2. 55パーセント |
| 平成19年12月19日から平成20年3月18日まで | 年2. 75パーセント | 年2. 45パーセント |
| 平成20年3月19日から平成20年4月17日まで | 年2. 65パーセント | 年2. 35パーセント |
| 平成20年4月18日から平成20年5月22日まで | 年2. 75パーセント | 年2. 45パーセント |
| 平成20年5月23日から平成20年6月17日まで | 年2. 95パーセント | 年2. 65パーセント |
| 平成20年6月18日から平成20年7月17日まで | 年3. 05パーセント | 年2. 75パーセント |
| 平成20年7月18日から平成20年8月19日まで | 年2. 95パーセント | 年2. 65パーセント |
| 平成20年8月20日から平成20年9月18日まで | 年2. 85パーセント | 年2. 55パーセント |
| 平成20年9月19日から平成20年10月20日まで | 年2. 75パーセント | 年2. 45パーセント |
| 平成20年10月21日から平成20年12月17日まで | 年2. 85パーセント | 年2. 55パーセント |

| | | |
|----------------------------|-------------|-------------|
| 平成20年12月18日から平成21年 1月25日まで | 年2. 75パーセント | 年2. 45パーセント |
| 平成21年 1月26日から平成21年 4月19日まで | 年2. 65パーセント | 年2. 35パーセント |
| 平成21年 4月20日から平成21年 5月26日まで | 年2. 75パーセント | 年2. 45パーセント |
| 平成21年 5月27日から平成21年 7月20日まで | 年2. 85パーセント | 年2. 55パーセント |
| 平成21年 7月21日から平成21年 9月17日まで | 年2. 75パーセント | 年2. 45パーセント |
| 平成21年 9月18日から平成21年11月19日まで | 年2. 65パーセント | 年2. 35パーセント |
| 平成21年11月20日から平成21年12月17日まで | 年2. 75パーセント | 年2. 45パーセント |
| 平成21年12月18日から平成22年 1月21日まで | 年2. 65パーセント | 年2. 35パーセント |
| 平成22年 1月22日から平成22年 5月25日まで | 年2. 75パーセント | 年2. 45パーセント |
| 平成22年 5月26日から平成22年 7月21日まで | 年2. 65パーセント | 年2. 35パーセント |
| 平成22年 7月22日から平成22年 8月17日まで | 年2. 45パーセント | 年2. 15パーセント |
| 平成22年 8月18日から平成22年 9月20日まで | 年2. 35パーセント | 年2. 05パーセント |
| 平成22年 9月21日から平成22年10月24日まで | 年2. 45パーセント | 年2. 15パーセント |
| 平成22年10月25日から平成22年11月17日まで | 年2. 25パーセント | 年1. 95パーセント |
| 平成22年11月18日から平成22年12月19日まで | 年2. 35パーセント | 年2. 05パーセント |
| 平成22年12月20日から平成23年 2月20日まで | 年2. 55パーセント | 年2. 25パーセント |
| 平成23年 2月21日から平成23年 5月26日まで | 年2. 65パーセント | 年2. 35パーセント |
| 平成23年 5月27日から平成23年 8月17日まで | 年2. 55パーセント | 年2. 25パーセント |
| 平成23年 8月18日から平成23年10月19日まで | 年2. 45パーセント | 年2. 15パーセント |
| 平成23年10月20日から平成23年12月18日まで | 年2. 35パーセント | 年2. 05パーセント |
| 平成23年12月19日から平成24年 1月26日まで | 年2. 45パーセント | 年2. 15パーセント |
| 平成24年 1月27日から平成24年 4月17日まで | 年2. 35パーセント | 年2. 05パーセント |
| 平成24年 4月18日から平成24年 5月22日まで | 年2. 45パーセント | 年2. 15パーセント |
| 平成24年 5月23日から平成24年 8月19日まで | 年2. 25パーセント | 年1. 95パーセント |
| 平成24年 8月20日から平成24年 9月19日まで | 年2. 15パーセント | 年1. 85パーセント |
| 平成24年 9月20日から平成24年12月18日まで | 年2. 25パーセント | 年1. 95パーセント |
| 平成24年12月19日から平成25年 1月23日まで | 年2. 15パーセント | 年1. 85パーセント |
| 平成25年 1月24日から平成25年 2月20日まで | 年2. 35パーセント | 年2. 05パーセント |
| 平成25年 2月21日から平成25年 3月20日まで | 年2. 25パーセント | 年1. 95パーセント |
| 平成25年 3月21日から平成25年 4月17日まで | 年2. 15パーセント | 年1. 85パーセント |
| 平成25年 4月18日から平成25年 5月19日まで | 年1. 95パーセント | 年1. 65パーセント |
| 平成25年 5月20日から平成25年 6月18日まで | 年2. 05パーセント | 年1. 75パーセント |
| 平成25年 6月19日から平成25年 7月18日まで | 年2. 25パーセント | 年1. 95パーセント |

| | | |
|----------------------------|------------|------------|
| 平成25年7月19日から平成25年8月18日まで | 年2.35パーセント | 年2.05パーセント |
| 平成25年8月19日から平成25年10月20日まで | 年2.25パーセント | 年1.95パーセント |
| 平成25年10月21日から平成26年2月19日まで | 年2.05パーセント | 年1.75パーセント |
| 平成26年2月20日から平成26年3月18日まで | 年1.95パーセント | 年1.65パーセント |
| 平成26年3月19日から平成26年7月17日まで | 年2.05パーセント | 年1.75パーセント |
| 平成26年7月18日から平成26年11月19日まで | 年1.95パーセント | 年1.65パーセント |
| 平成26年11月20日から平成27年1月21日まで | 年1.85パーセント | 年1.55パーセント |
| 平成27年1月22日から平成27年2月18日まで | 年1.65パーセント | 年1.35パーセント |
| 平成27年2月19日から平成27年3月17日まで | 年1.75パーセント | 年1.45パーセント |
| 平成27年3月18日から平成27年4月19日まで | 年1.85パーセント | 年1.55パーセント |
| 平成27年4月20日から平成27年5月26日まで | 年1.75パーセント | 年1.45パーセント |
| 平成27年5月27日から平成27年8月18日まで | 年1.85パーセント | 年1.55パーセント |
| 平成27年8月19日から平成28年1月20日まで | 年1.75パーセント | 年1.45パーセント |
| 平成28年1月21日から平成28年2月18日まで | 年1.65パーセント | 年1.35パーセント |
| 平成28年2月19日から平成28年3月17日まで | 年1.50パーセント | 年1.20パーセント |
| 平成28年3月18日から平成28年4月19日まで | 年1.30パーセント | 年1.00パーセント |
| 平成28年4月20日から平成28年9月19日まで | 年1.20パーセント | 年0.90パーセント |
| 平成28年9月20日から平成28年10月19日まで | 年1.30パーセント | 年1.00パーセント |
| 平成28年10月20日から平成28年11月23日まで | 年1.20パーセント | 年0.90パーセント |
| 平成28年11月24日から平成28年12月18日まで | 年1.15パーセント | 年0.85パーセント |
| 平成28年12月19日から平成29年2月19日まで | 年1.40パーセント | 年1.10パーセント |
| 平成29年2月20日から平成29年3月20日まで | 年1.50パーセント | 年1.20パーセント |
| 平成29年3月21日から平成30年8月19日まで | 年1.40パーセント | 年1.10パーセント |
| 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで | 年1.50パーセント | 年1.20パーセント |
| 平成30年12月19日から平成31年2月20日まで | 年1.40パーセント | 年1.10パーセント |
| 平成31年2月21日から令和元年7月18日まで | 年1.30パーセント | 年1.00パーセント |
| 令和元年7月19日から令和元年9月18日まで | 年1.15パーセント | 年0.85パーセント |
| 令和元年9月19日から令和元年10月20日まで | 年1.10パーセント | 年0.80パーセント |
| 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで | 年1.15パーセント | 年0.85パーセント |
| 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで | 年1.30パーセント | 年1.00パーセント |
| 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで | 年1.20パーセント | 年0.90パーセント |
| 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで | 年1.30パーセント | 年1.00パーセント |
| 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで | 年1.40パーセント | 年1.10パーセント |

| | | |
|-------------------------|------------|------------|
| 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで | 年1.30パーセント | 年1.00パーセント |
| 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで | 年1.40パーセント | 年1.10パーセント |
| 令和3年8月19日から令和3年10月17日まで | 年1.30パーセント | 年1.00パーセント |
| 令和3年10月18日から令和4年3月17日まで | 年1.40パーセント | 年1.10パーセント |
| 令和4年3月18日以降 | 年1.55パーセント | 年1.25パーセント |

別記9

離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）、急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）、又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年度法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域という。以下同じ。）において行うものである場合

別記10

補助率等は次のとおりとする。

| 区分 | 補助率等 |
|-------------------------------------|---|
| (1) 長寿命化対策 | |
| 水利施設整備（営農用水を除く） | 100分の64以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の69以内） |
| 水利施設整備（営農用水） | 100分の50以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の55以内） |
| 機能保全計画策定等、実施計画策定、水利利用調査・調整、耐震性点検・調査 | 定額 （ただし、1,000万円を限度とする。） |
| (2) 自然災害等対策 | |

| | |
|--|--|
| ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、利活用保全 | 100分の68以内 (中山間地域等(注1)に掲げる場合にあっては100分の73以内) |
| 農業用河川工作物応急対策、水質保全対策 | 100分の71以内 (中山間地域等(注1)に掲げる場合にあっては100分の76以内) |
| 機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査 | 定額 (ただし、1,000万円を限度とし、耐震性点検・調を行うものにあつては、ため池の場合、3,000万円限度とする。) |
| (3) 危機管理対策 | |
| 危機管理システム等整備(営農用水を除く) | 100分の68以内 (中山間地域等(注1)に掲げる場合にあっては100分の73以内) |
| 危機管理システム等整備(営農用水) | 100分の50以内 (中山間地域等(注1)に掲げる場合にあっては100分の55以内) |
| (4) ため池防災環境整備 | |
| 緊急的な防災対策 | 定額 |
| 地域防災上のリスク除去 | 定額 (1箇所あたりの助成額は、堤高5m未満にあつては1,000万円を限度とし、堤高5m以上10m未満にあつては2,000万円を限度とし、堤高10m以上にあつては3,000万円を限度とする。ただし、特に必要と認められる場合の助成額は、堤高5m未満にあつては3,000万円を限度とし、堤高5m以上10m未満にあつては4,000万円を限度とし、堤高10m以上にあつては6,000万円を限度とする。) |
| ハード整備の着手促進 | 定額 (ただし、500万円を限度とする。) |
| (5) ため池の保全・避難対策 | |
| ハザードマップ作成 | 定額 |
| 監視・管理体制の強化 | |

| | |
|---|------------------------------------|
| <p>地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要な監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等</p> | <p>定額 (ただし、500万円を限度とする。)</p> |
| <p>地域(市町村単位)を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保安全管理に資する活動</p> | <p>定額 (ただし、1,000万円を限度とする。)</p> |
| <p>減災対策の実施</p> | <p>定額 (ただし、500万円を限度とする。)</p> |
| <p>(6) 施設情報整備・共有化対策</p> | |
| <p>農業水利施設情報等の地理情報システム化</p> | <p>100分の50以内</p> |

注1) 中山間地域等とは、離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。)、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))をいう。以下同じ。)、特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。)、急傾斜畑地帯(受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地域を除く。))、又は指定棚田地域(棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ)のいずれかに該当する地域をいう。

別記11

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

- 1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積(施工対象の耕地面積。湧水処理にあっては施工延長)に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

2 助成単価は次のとおりとする。

(1)(2)に掲げるもの以外のもの

| 区 分 | 交付単価 |
|------------------------|----------------------------------|
| 田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | — |
| 高低差が10cmを超える場合 | 125,000円/10a 【105,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合 | 105,000円/10a 【85,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合 | 55,000円/10a 【40,000円/10a】 |
| 畦畔除去のみの場合 | 30,000円/100m 【30,000円/100m】 |
| 田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | — |
| 高低差が10cmを超える場合 | 250,000円/10a 【195,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合 | 230,000円/10a 【175,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合 | 175,000円/10a 【130,000円/10a】 |
| 暗渠排水 | — |
| バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合 | 150,000円/10a 【115,000円/10a】 |
| バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合 | 145,000円/10a 【105,000円/10a】 |
| トレンチャ工法を用いる場合 | 100,000円/10a 【85,000円/10a】 |
| 掘削同時埋設工法を用いる場合 | 75,000円/10a 【55,000円/10a】 |
| 地下かんがいを導入する場合 | 25,000円/10a 加算 |
| 本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合 | 15,000円/10a 加算 |
| 外注により実施設計を行う場合 | 15,000円/10a 加算 |
| 湧水処理 | — |
| 表土扱いを行う場合 | 150,000円/100m 【110,000円/100m】 |
| 表土扱いを行わない場合 | 140,000円/100m 【100,000円/100m】 |
| 末端畑地かんがい施設 | 155,000円/10a 【110,000円/10a】 |
| 樹園地の場合 | 245,000円/10a 【175,000円/10a】 |
| 給水栓設置のみの場合 | 15,000円/1箇所 【10,000円/1箇所】 |

| | |
|----------------------|--------------------------------|
| ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合 | 50,000円/10m 【40,000円/10m】 |
| 客土 | 115,000円/10a 【65,000円/10a】 |
| 除礫 | 200,000円/10a 【145,000円/10a】 |

- (2) 実施結果報告時まで、中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずと同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。）に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。

| 区 分 | 交付単価 |
|------------------------|--------------------------------|
| 田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | — |
| 高低差が10cmを超える場合 | 150,000円/10a 【125,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合 | 125,000円/10a 【100,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合 | 65,000円/10a 【45,000円/10a】 |
| 畦畔除去のみの場合 | 35,000円/100m 【35,000円/100m】 |
| 田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | — |
| 高低差が10cmを超える場合 | 300,000円/10a 【230,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合 | 275,000円/10a 【210,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合 | 210,000円/10a 【155,000円/10a】 |
| 暗渠排水 | — |
| バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合 | 180,000円/10a 【135,000円/10a】 |
| バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合 | 170,000円/10a 【125,000円/10a】 |
| トレンチャ工法を用いる場合 | 120,000円/10a 【100,000円/10a】 |
| 掘削同時埋設工法を用いる場合 | 90,000円/10a 【65,000円/10a】 |
| 地下かんがいを導入する場合 | 25,000円/10a 加算 |
| 本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合 | 15,000円/10a 加算 |

| | |
|----------------------|----------------------------------|
| 外注により実施設計を行う場合 | 15,000円/10a 加算 |
| 湧水処理 | — |
| 表土扱いを行う場合 | 180,000円/100m 【130,000円/100m】 |
| 表土扱いを行わない場合 | 165,000円/100m 【120,000円/100m】 |
| 末端畑地かんがい施設 | 185,000円/10a 【130,000円/10a】 |
| 樹園地の場合 | 290,000円/10a 【210,000円/10a】 |
| 給水栓設置のみの場合 | 15,000円/1箇所 【10,000円/1箇所】 |
| ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合 | 50,000円/10m 【40,000円/10m】 |
| 客土 | 135,000円/10a 【75,000円/10a】 |
| 除礫 | 240,000円/10a 【170,000円/10a】 |

【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。

3 暗渠排水に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。
助成額 = $A \times 10 / L \times$ 助成単価

4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減額するものとする。

- (1) 田・畑の区画拡大にあつては、受益面積10アール当たり2万円（施工延長100メートル当たり1万円）を減額。
- (2) 暗渠排水にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減額。
- (3) 湧水処理にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減額。

別記12

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積。湧水処理にあつては施工延長）に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

2 助成単価は次のとおりとする。

- (1) (2) に掲げるもの以外のもの

| 区 分 | 交付単価 |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | — |
| 高低差が ≥ 10 cm を超える場合 | 125,000円/10a 【105,000円/10a】 |
| 高低差が ≥ 10 cm 以下で表土扱いを行う場合 | 105,000円/10a 【85,000円/10a】 |
| 高低差が ≥ 10 cm 以下で表土扱いを行わない場合 | 55,000円/10a 【40,000円/10a】 |
| 畦畔除去のみの場合 | 30,000円/100m |

| | | |
|------------------------|--|----------------------------------|
| | | 【30,000円/100m】 |
| 田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | | — |
| 高低差が10cmを超える場合 | | 250,000円/10a 【195,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合 | | 230,000円/10a 【175,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合 | | 175,000円/10a 【130,000円/10a】 |
| 暗渠排水 | | — |
| バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合 | | 150,000円/10a 【115,000円/10a】 |
| バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合 | | 145,000円/10a 【105,000円/10a】 |
| トレンチャ工法を用いる場合 | | 100,000円/10a 【85,000円/10a】 |
| 掘削同時埋設工法を用いる場合 | | 75,000円/10a 【55,000円/10a】 |
| 地下かんがいを導入する場合 | | 25,000円/10a 加算 |
| 本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合 | | 15,000円/10a 加算 |
| 外注により実施設計を行う場合 | | 15,000円/10a 加算 |
| 湧水処理 | | — |
| 表土扱いを行う場合 | | 150,000円/100m 【110,000円/100m】 |
| 表土扱いを行わない場合 | | 140,000円/100m 【100,000円/100m】 |
| 末端畑地かんがい施設 | | 155,000円/10a 【110,000円/10a】 |
| 樹園地の場合 | | 245,000円/10a 【175,000円/10a】 |
| 給水栓設置のみの場合 | | 15,000円/1箇所 【10,000円/1箇所】 |
| ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合 | | 50,000円/10m 【40,000円/10m】 |
| 土層改良 | | — |
| 反転耕 | | 350,000円/10a 【200,000円/10a】 |
| 混層耕 | | 25,000円/10a 【15,000円/10a】 |
| 堆肥施用 | | 25,000円/10a 【15,000円/10a】 |
| 明渠排水 | | 15,000円/100m 【10,000円/100m】 |
| 客土 | | 115,000円/10a 【65,000円/10a】 |

| | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 除礫 | 200,000円/10a 【145,000円/10a】 |
| 更新 | — |
| 用水路、農作業道 | 95,000円/10m 【60,000円/10m】 |
| 排水路 | 145,000円/10m 【85,000円/10m】 |
| 条件改善推進費 | 年上限額を3,000,000円 |
| 高収益作物転換推進費 | — |
| 受益地内の作付面積の内1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合 | 年上限額を3,000,000円 |
| 受益地内の作付面積の内1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合 | 年上限額を4,000,000円 |
| 受益地内の作付面積の内1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合 | 年上限額を5,000,000円 |

(2) 実施結果報告時までに、中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）の2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。）に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。

| 区 分 | 交付単価 |
|------------------------|--------------------------------|
| 田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | — |
| 高低差が10cmを超える場合 | 150,000円/10a 【125,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合 | 125,000円/10a 【100,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合 | 65,000円/10a 【45,000円/10a】 |
| 畦畔除去のみの場合 | 35,000円/100m 【35,000円/100m】 |
| 田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | — |
| 高低差が10cmを超える場合 | 300,000円/10a 【230,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合 | 275,000円/10a 【210,000円/10a】 |
| 高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合 | 210,000円/10a 【155,000円/10a】 |
| 暗渠排水 | — |

| | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合 | 180,000円/10a 【135,000円/10a】 |
| バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合 | 170,000円/10a 【125,000円/10a】 |
| トレンチャ工法を用いる場合 | 120,000円/10a 【100,000円/10a】 |
| 掘削同時埋設工法を用いる場合 | 90,000円/10a 【65,000円/10a】 |
| 地下かんがいを導入する場合 | 25,000円/10a 加算 |
| 本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合 | 15,000円/10a 加算 |
| 外注により実施設計を行う場合 | 15,000円/10a 加算 |
| 湧水処理 | — |
| 表土扱いを行う場合 | 180,000円/100m 【130,000円/100m】 |
| 表土扱いを行わない場合 | 165,000円/100m 【120,000円/100m】 |
| 末端畑地かんがい施設 | 185,000円/10a 【130,000円/10a】 |
| 樹園地の場合 | 290,000円/10a 【210,000円/10a】 |
| 給水栓設置のみの場合 | 15,000円/1箇所 【10,000円/1箇所】 |
| ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合 | 50,000円/10m 【40,000円/10m】 |
| 土層改良 | — |
| 客土 | 135,000円/10a 【75,000円/10a】 |
| 除礫 | 240,000円/10a 【170,000円/10a】 |
| 更新 | — |
| 用水路、農作業道 | 110,000円/10m 【70,000円/10m】 |
| 排水路 | 170,000円/10m 【100,000円/10m】 |
| 条件改善推進費 | 年上限額を3,000,000円 |
| 高収益作物転換推進費 | |
| 受益地内の作付面積の内1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合 | 年上限額を3,000,000円 |
| 受益地内の作付面積の内1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合 | 年上限額を4,000,000円 |
| 受益地内の作付面積の内1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合 | 年上限額を5,000,000円 |

【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。

- 3 暗渠排水に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減額するものとする。

- (1) 田・畑の区画拡大にあつては、受益面積10アール当たり2万円（施工延長100メートル当たり1万円）を減額。
- (2) 暗渠排水にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減額。
- (3) 湧水処理にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減額。

別記13

補助対象経費の限度額は、次の表に掲げる基準額に実施年数を乗じた額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

| 農業生産基盤整備事業等の受益面積区分 | 基準額 |
|---------------------|---------|
| 60ヘクタール未満 | 1,500千円 |
| 60ヘクタール以上200ヘクタール未満 | 2,000千円 |
| 200ヘクタール以上 | 4,000千円 |

別記14

補助対象経費の限度額は、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表2の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

| 区 分 | | 交付割合 | 集約化加算に該当する場合の交付割合 |
|---|------------|-------|-------------------|
| 水利施設等保全高度化事業（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表3に定める中心経営体農地集積率 | 55%以上65%未満 | 0.055 | 0.065 |
| | 65%以上75%未満 | 0.065 | 0.085 |
| | 75%以上85%未満 | 0.075 | 0.105 |
| | 85%以上 | 0.085 | 0.125 |

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。

別記15

補助対象経費の限度額は、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表2の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費の2パーセントに相当する額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

別記16

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

- 1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積（湧水処理にあつては施工延長）に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満（隔障物整備にあつては10アール未満）を切り捨てて算出するものとする。

- 2 助成単価は次のとおりとする。

| 区 分 | 助成単価 |
|------|------|
| 区画拡大 | |

| | |
|----------------------------------|---------------|
| 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合 | 125,000円/10a |
| 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合 | 105,000円/10a |
| 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合 | 55,000円/10a |
| 畦畔除去のみの場合 | 30,000円/100m |
| 暗渠排水 | |
| バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合 | 150,000円/10a |
| バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合 | 145,000円/10a |
| トレンチャ工法を用いる場合 | 100,000円/10a |
| 掘削同時埋設工法を用いる場合 | 75,000円/10a |
| 湧水処理 | |
| 表土扱いを行う場合 | 150,000円/100m |
| 表土扱いを行わない場合 | 140,000円/100m |
| 客土 | 115,000円/10a |
| 除礫 | 200,000円/10a |
| 隔障物整備 | |
| 電気牧柵の場合 | 250,000円/1ha |
| 電気牧柵以外の場合 | 210,000円/1ha |